

令和 8 年 5 月

第 5 回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和 8 年 第 5 回 和 光 市 教 育 委 員 会 定 例 会 日 程

令和 8 年 5 月 2 7 日（水曜日）午後 1 時 3 0 分開会

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 教育長の報告

日程第 3 付議案件

議案第 1 5 号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
を定めることについて

議案第 1 6 号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めるこ
とについて

議案第 1 7 号 和光市教育支援センター長設置要綱の一部を改正する告示を
定めることについて

日程第 4 協議・報告事項

（1）図書館協議会委員について

（2）朝霞地区教育委員会連合会視察研修先について

（3）令和 6 年和光市議会 9 月定例会において否決となった議案（追認）へ
の対応について

日程第 5 その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

出席委員（５名）

教育長	石 川 毅
教育長職務代理者	牧 江利子
委 員	山 田 実
委 員	天 内 綾
委 員	西 谷 一 晃

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	松 戸 克 彦
〃 次長兼教育総務課長	大 塚 欣 也
〃 次長兼学校教育課長	辻 英 一
〃 生涯学習課長補佐	杉 浦 由美子
〃 スポーツ青少年課長	黒 田 繁
〃 図書館長	中 島 康 洋

傍聴人（１名）

開会 午後 1時30分

○石川教育長 皆さん、こんにちは。

今月16日、第二中学校、それから23日に白子小学校と、下新倉小学校で体育祭、運動会が開催されましたけれども、両日とも天候に非常に恵まれて、小中学生の生き生きとした表情を見ることができました。また、30日、大和中学校の体育祭となりますので、時間が許せば参観いただければと思います。

それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について。

第5回の署名委員は牧委員にお願いいたします。

○牧委員 はい。

○石川教育長 よろしくをお願いいたします。

◎教育長の報告

○石川教育長 日程第2、教育長の報告をいたします。

資料1を御覧ください。

1日金曜日、定例校長会議を開催し、午後は、和光市教育研究会総会で挨拶をしました。

9日土曜日、ミニバスケットボール三市交流大会の開会式に出席をいたしました。

12日火曜日、人権教育推進協議会理事会に出席をいたしました。

13日水曜日から15日金曜日まで、令和8年度第76回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会に出席をいたしました。

16日土曜日、第二中学校の体育祭を視察いたしました。

17日日曜日、令和8年度和光市第三小学校区地区社会福祉協議会の総会に出席をしました。午後は、和光・ジュニアオーケストラ第1回定期演奏会で、こどもたちを主体とするオーケストラの演奏を聴きました。

19日火曜日、牧委員、山田委員とともに、令和8年度埼玉県南部地区教育委員会連合会定期総会に出席をいたしました。午後は、令和8年度第1回和光市公共施設マネジメント推進委員会に出席をいたしました。

20日水曜日、校長対象の人事評価面談を行いました。

21日木曜日、山田委員とともに、埼玉縣市町村教育委員会連合会総会並びに研修会に出席をいたしました。

22日金曜日、校長対象の人事評価面談を行い、午後は、給食協会評議員選定委員会で挨拶を行いました。

23日土曜日、白子小学校と下新倉小学校の運動会を視察いたしました。午後は、和光市スポーツ協会の定期総会に出席をいたしました。

24日日曜日、和光市スポーツ少年団本部定期総会に出席をいたしました。

25日月曜日、和光市学校給食協会決算監査に出席をし挨拶をいたしました。

26日火曜日、指導に係る学校訪問ということで第四小学校を訪問しました。午後は、和光市人権教育推進協議会総会に出席をいたしました。

27日水曜日、本日ですが、午前中に校長対象の人事評価面談を行い、現在、定例教育委員会を開催しているところです。また、定例教育委員会後に、和光国際高等学校との包括連携に関する協定締結式に出席をいたします。

28日木曜日、第2回南部教育長会議をオンラインで出席いたします。

29日金曜日、災害時における相互応援協定を結んでいる新潟県十日町市の十日町小学校とふれあいの丘支援学校などを視察いたします。

30日土曜日、大和中学校の体育祭を視察いたします。

教育長報告は以上になります。

◎付議案件

○石川教育長 続いて、日程第3、本日の付議案件は3件になります。

議案第15号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、担当課から説明をお願いします。

○辻次長 それでは、議案第15号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについてです。

資料2を御覧ください。

現在、和光市教育支援センターにはセンター長を置いておりますが、センター長の勤務が週3日となっております。さらなる人的強化を図るためにセンター長補佐を置くことを考えております。現状の規則では、その内容がないことから、この規則の一部を

改正するものとなります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

お願いします。

○山田委員 センター長は週3日の勤務ということですね。その後、2日間を補佐・代理が決めるというか、対応するという形になるのでしょうか。

○辻次長 この規則の改正自体は、単純にセンター長以外にセンター長補佐を置くというふうなことを追加するという内容ですので、山田委員がおっしゃっていただいた内容も含め、そういう人的強化が図られるようにするものというふうに御理解いただけたらと思います。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○天内委員 1つよろしいですか。

○石川教育長 お願いいたします。

○天内委員 こちらセンター長補佐が今までいない状況でしたが、これまではどのような対応をされてきたのでしょうか。

○辻次長 これまでは、和光市教育支援センターのほうは、センター長、それから教育相談専門員、ということで、公認心理師の資格を持った者、それから適応指導教室を担当する者、あと学校教育課の担当指導主事、これらで構成されていたところではありましたが、そこに今回のセンター長補佐をプラスして置けるようにする改正となります。

○天内委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○山田委員 内容を充実させていくということが最大の目的ということでしょうかね。

○辻次長 はい、おっしゃるとおりです。

○石川教育長 教育支援センターが扱っている業務がかなり多岐にわたってきていて、しかも業務内容がかなり重たくなっているものですから、人的な補強をしていくというような学校教育課からの提案だと思います。

○山田委員 はい。

○石川教育長 よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第15号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第15号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり承認されました。

では、次に進みます。

議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて、説明をお願いします。

○辻次長 続いて、議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについてです。

資料の3を御覧ください。

資料3の鑑の次の次のところから様式がありますが、まずこの様式、もともと押印が必要だったところの押印を廃止しました。それが1点です。

続きまして、そこから元に戻って、改正後、改正前の表のところを御覧いただければと思いますが、この表の中の第6条を追加しました。この内容としましては、就学援助費受給申請書兼委任状の提出、これを省略することができるというものです。これまで、毎年度、この申請書を提出してもらっていたところですが、保護者の皆様や学校の負担を軽減するために、提出を省略することができるというふうにしたものとなります。

御審議のほどよろしくお願いします。

○石川教育長 それでは、御質問、御意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

○山田委員 これを提出しなくても大丈夫だということは、この様式というのは、一応様式としてはあるんだけど、提出しなくていいということなんですか。

○辻次長 一番最初の申請はもちろん必要になるんですが、これが例えば小学校1年生で申請した方が、小学校2年生、3年生と、毎年度必ず申請をしていた、これを出していたいただいていたんですけども、このために書類を記入してもらって、毎年度ずっとやっ

ていたというところで、その2年目とか3年目の提出については省略することができるというふうにしたのです。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 ほかにいかがですか。

お願いします。

○天内委員 省略することができるとおっしゃっていましたが、これは1年生のとき、6年生までは基本的に継続する前提で何か最初に継続の申請をして継続していくものになりますか。それとも、どうするか選択ができるのですか？毎回、心配だから書く人がいるかもしれないので決まり事がありますか？

○辻次長 もし途中で例えば変更したいというふうな申出がある場合には、変更の届出のほうは、もともとそういう様式で決まっておりますので、保護者の皆様からのそういう御意思にはそこで応えられるかなというふうになります。

○天内委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第17号 和光市教育支援センター長設置要綱の一部を改正する告示を定めることについて、説明をお願いします。

○辻次長 議案第17号 和光市教育支援センター長設置要綱の一部を改正する告示を定めることについてです。

資料の4を御覧ください。

改正する内容につきましては、先ほど御審議いただきました議案第15号の規則の改正に伴いまして、センター長補佐の職務や任命、勤務時間を定めるもの。また、今後、セ

ンター長の勤務の在り方も、少し広く捉えてフレキシブルにできるような形で、センター長の勤務日や勤務時間についても一部変更するというふうな大きく2点のところを変えさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願いします。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございますか。

第4条のところでは、これまで週3日以内としていたものが、月曜日から土曜日までの間の週5日ということで、ほぼ日曜日以外はセンター長、またはその補佐が支援センターにいるという状況をつくりたいという意図かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○山田委員 週5日以内でセンター長と補佐で調整して業務を。

○石川教育長 それが可能になるかどうかですね。

○山田委員 はい。すみません、第3条の改正前は、「センター長は、非常勤の会計年度任用職員とする。」となっていますけれども、センター長補佐というのはセンター長に準ずるので、その文言は3条の中には入っているんですか。

○辻次長 会計年度、そういう内容も含めて入っています。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがですか。

お願いします。

○天内委員 文言の質問ではないのですが、センターの勤務時間が定められている中で、勤務時間外、センターが開いていないときの相談はどうなっていますか？もうこの時間しか受けられないという仕組みなのか。それとも、別のところにつながって一時対応ができる状況なのか教えていただけますか。

○辻次長 現状、電話のほうは相談時間が決められて、この勤務時間内の中になるんですけれども、その中でというふうなところで市民の皆様にも御案内をさせていただいております。

今後、現状の中では、メールですとか、そういう対応も今後考えておりまして、すぐにメールが、例えば土日に来て、土日ですぐ答えられるものではないんですけれども、広くそういうのを受けられるような体制は今後やっていく予定です。

○天内委員 ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第17号 和光市教育支援センター長設置要綱の一部を改正する告示を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第17号 和光市教育支援センター長設置要綱の一部を改正する告示を定めることについては、原案のとおり承認されました。

付議案件は以上になります。

◎協議・報告事項

○石川教育長 続いて、日程第4、協議・報告事項。

本日の協議・報告事項は3件です。

初めに、図書館協議会委員について説明をお願いします。

○中島図書館長 和光市図書館協議会委員について御説明いたします。

資料5を御覧ください。

令和7年度に設置しました図書館協議会委員のうち、和光市内の県立学校から選出いただいた和光国際高等学校長の堀尚人氏が令和8年3月31日付で異動されたため、後任の校長であります佐藤忠好氏を令和9年7月31日までの任期中で委嘱するものです。

以上となります。

○石川教育長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますか。

(「ありません」の声あり)

○石川教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、続いて(2)朝霞地区教育委員会連合会視察研修先について説明をお願いします。

○大塚次長 それでは、(2)朝霞地区教育委員会連合会視察研修先についてを説明させていただきます。

資料6を御覧ください。

本件視察研修は、2年に1度、バス等を借り上げて、4市の教育委員が近隣都県に視

察を行うもので、今年度は本市が当番市として視察研修の内容を検討しております。

市の文教施設は、建築後一定年数が経過し、今後の施設の在り方の検討が課題であり、まずはそういった観点で対象となる施設の情報収集を始めました。

資料の1ページ目は、現時点で情報収集した視察先の候補となります。

最近話題となっている文教施設において、カフェ等を一体化し、滞在時間を長くして、施設利用者の満足度を高めているような事例であったりとか、地域課題解決、交流に活用されている事例、既存施設をうまく活用して施設の活性化が図られているような事例、学校施設の有効活用事例などを参考に挙げております。

2ページ目は、これらの施設で視察ルートを検討した場合のサンプルとして2つの案を提示したのになります。

これらは、あくまで収集した情報のリストであって、この中から決めるということを決めたものではありません。委員の皆様には、例えば視察先について具体的に見てみたい施設や視察したいジャンルなど、視察先の候補について御意見、御提案などをいただきたく存じます。

なお、資料の3ページ目には、過去の視察先を添付しておりますので、参考として御覧いただければと思います。

今後の予定としては、6月の定例会までに候補先のリストを作成し、6月の定例会で候補を選定したいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○石川教育長 ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、これについては、これらを参考にさせていただいて、こんなところを視察先にしたいというようなものがあれば、これ事前にいただいたほうがいいですか。

○大塚次長 そうですね、6月定例会には、事前にリストをお配りして、事前に見ていただいた上で、当日の会に臨んでいただきたいと思いますので、できれば、行きたい候補があれば、6月1週目ぐらいまででいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石川教育長 難しいのは、移動がかなりの大人数になるので、多分バスか何かを利用することになると思うんですね。そうなってくると、なかなか狭い路地に入っていくとか

ということができないので、そういったことも踏まえて、過去の事例も見ながら、こんなところの視察ができるなど、今回、事務局のほうで出してくれたものについては、今後の和光市教育委員会として検討が必要になってくる可能性があるものということで例を出してくれていますので、こんなものも踏まえて御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

これについてはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 それでは、続いて（３）令和６年和光市議会９月定例会において否決となった議案（追認）への対応について説明をお願いします。

○松戸部長 それでは、日程第４、協議・報告事項、（３）追認議案への対応について私のほうから説明いたします。

まず、当該案件につきましては、令和７年３月の監査結果を受け、その後、教育委員会終了後にお時間をいただき情報共有をしましてまいりました。本年３月議会において、監査結果の忠実な履行を求めることに関する陳情、こちらが採択されたことを受けまして、今後は正式に教育委員会において審議をし、教育委員会としての結論を出していきたいというふうに考えております。

本日は、当該案件について、事の発端から本日まで、改めて時系列で説明していきますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、資料７に基づき説明いたします。

この資料は、議会関係、教育委員会、その他、市長部局及び教育委員会事務局に分けて、時系列に作成をしております。

資料の一番上になりますが、令和６年９月となります。こちら地方自治法及び当市の条例では、予定価格が２,０００万円以上の財産の取得につきましては、市議会の議決が必要であるということが規定されております。市は、それにもかかわらず、令和６年小学校教師用指導書の購入を含む９件について議決を採らずに購入していたため、契約が無効の状態となっておりました。このことから、この９件について契約を有効にするべく、令和６年９月議会において当該契約について追認を求める議案を提出しましたが、議会の審議の結果、否決となりました。これが当該案件の発端ということになります。

その後、右側のほうにいただいて、その他の欄に記載しておりますが、令和６年１０月以降、令和７年３月までの間、途中で令和７年２月の住民監査請求の１回目を挟

みますが、市として否決となった当該案件について再度議会に提出し、有効となるかどうかなど顧問弁護士や埼玉県に相談しましたが、その結果としては、議会の議決によって当該契約については無効が確定したとの結論でした。しかしながら、3月21日、その他の欄に記載がありますが、柴崎市長に対する損害賠償を求める請求の住民監査請求がありまして、結果としては棄却でしたが、本件契約が有効となるための適切な措置を講じることを勧告するとの記載がございました。

その後、真ん中の教育委員会の欄になりますが、令和7年10月23日及び令和8年1月29日に、教育委員会において情報共有を行ってきたところです。

また、その後、本年3月議会において、議会関係の欄になりますが、監査結果の忠実な履行を求めることに関する陳情、こちらが採択されたことを受けまして、これまでは非公式の形で教育委員会において情報共有を行ってきましたが、改めて本日の教育委員会以降、正式に教育委員会において議論していく必要があるというふうに考えております。

なお、検討に当たりましては、中央の欄の網かけで記載しておりますが、教育委員会として第三者的な弁護士に新たにお願ひし、その結果を基に方向性を出すことを考えております。

直近の動向となりますが、4月23日、その他の欄に記載しておりますが、埼玉弁護士会に弁護士の推薦依頼をし、5月14日に埼玉弁護士会から本山賢太郎弁護士の推薦があったところです。

最後に、今後となりますが、こちらの本山弁護士からの調査報告が提出された後、その調査報告を参考に教育委員会として結論を出していきたいというふうに考えております。

説明は以上となります。

○石川教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますか。

お願いします。

○山田委員 3月の議会の陳情採択、その内容は、ちょっと簡単に説明できますでしょうか。

○松戸部長 先ほど言ったとおり、内容とすれば、監査結果として有効な手立てをするべきだというような話があったので、それを求める陳情がなされて、それが議会のほうで

審議されて採択されたということになるんですが、具体的には、議員が陳情者からのヒアリングを受けて、ある程度それは今回の陳情採択だろうということで審議されて、議会で採択されたという形になります。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○西谷委員 すみません、皆さんも御存じかもしれませんが、議会で追認が否決された理由というのは、具体的に言うとういうことになるのでしょうか。

○松戸部長 主な意見としてなんですけれども、今回は地方自治法だったり条例に基づく2,000万円以上の契約は議決を経てやるということで、それが地方自治法だったり条例違反という形になると思うんですけれども、それに違反した場合、職員の懲戒処分だったりするような併せてやる必要があるんじゃないかというようなことだったりとか、市長の自戒措置、要は給料の減額とか、そういう自戒措置を含めた責任の取り方も検討されるべきではないかというような御意見があったりとか、市は改めてしっかりとした対応を講じた上で、議会が追認議案に賛成できる努力をしていただくことが先決ではないかとか、重視していることについては、過去に発生した事務手続の誤りに関することよりも、その事後の対応という市の姿勢が問われているんじゃないかというようなことだったりとか、あとは、執行部から一部の議員に議決権に対する干渉があったとか、そういうのをひっくるめて議会のほうで御意見があったということです。

○石川教育長 よろしいですか。

○西谷委員 はい、ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 では、この後、この件につきましては、進捗状況があり次第、また報告をいただけると、その上での協議ということでよろしいわけですね。

○松戸部長 はい。

○石川教育長 よろしくをお願いいたします。

協議・報告事項は以上になります。

◎その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

○石川教育長 続いて、日程第5、その他に移ります。

教育委員諸報告及び委員質問、事務局報告などについてですが、初めに各教育委員より諸報告があればお願いいたします。

○山田委員 まず、南部教育委員会連合会の研修ですね、東洋大の後藤教授、地域の未来を切り開く探究の力というテーマの講演です。非常に興味のある部分で、探究こそが学力を最大化する唯一の方法で、生徒の主体性を最大化する授業のデザインを考えていくことが重要なことかなというふうにおっしゃっていました。探究することによって、子どもたちが思考力や判断力、表現力など、そういうものが伸びることによって、自然に学力も一緒に伸びていくという、そういう研究をされていたということであります。

今後は、そういう探求についてのいろいろスキルを先生方が持って授業を進めていただくということが大事なことかなというふうに思います。

次に、埼玉県教育委員会連合会での講演で、慶応義塾大学の大木教授、これは以前にも和光でやられたことはあるんですかね。

○石川教育長 話を聞いたことはあります。

○山田委員 こどもと教員の命を守る探求型訓練への手引ということで、日本全国震度7がどこでも起きてもおかしくないという、そういう現状の中で、学校は一応耐震補強されている。震度7は耐えられる状況にはあるということなんですけれども、そこで教授がおっしゃるのは、校庭への避難よりも、教室での避難のほうが安全だということを提案されていました。それは何かというと、渡り廊下が崩壊したり、または校舎の外壁が崩れて落ちるというケースもあるということで、そういう状況が落ち着いた後に校庭に出て避難をし、保護者の引取りという形にしたほうがいい。

あと、そこで、こどもたちにふだんの訓練の中で、ただ避難するだけではなくて、例えばけがをしたところをどう対応していくか。それぞれ先生、担任の先生1人では、クラス30人からのこどもたちでけがをした人を対応することは非常に難しいので、こどもたち同士が助け合って、こういう場合にはどういう対応をしたほうがいいのかということをつだんから訓練の中に入れながら考えていくという、こども自身が訓練の流れをつくっていくということも重要なことかなというふうにおっしゃっていました。

○石川教育長 探求型の学習については、本市でも徐々に各学校で広がりつつあります。

ただ、まだ従来の学習と探求型の学習を並行してやっていくような形なんですけれども、探求型の学習自体を昨年度ぐらいからかなり力を入れている学校が増えてきたかな

という感じがしています。

今度一度、教育委員の皆様にも、こんなふうな形で学習しているんだよという様子を見てもらえるといいのかなと思っていますので、学校教育課のほうで調整してもらえればと思います。

それから、防災教育に関しては、これまで地震が発生すると、まず身の安全ということで、教室の机の下に潜り、一定時間がたつと校庭へ避難するという形が一般的だったんですが、今回の講演の中では、必ずしも校庭に逃げるばかりではなくて、その教室に待機していることのほうがむしろ安全という場合もあるということと、もう一つは、100%余震が起こることの下に避難訓練をしていく、また防災教育をしていくという発想がないと、かえって子どもたちがけがをしてしまう。

一番危険だと言われているのが、避難中に階段などで余震があったときに、子どもが倒れたり転落したりというようなケースだというような話もあったので、これについては次の校長会議の中で、今回の資料を紹介をして、各学校の防災マニュアル見直しをしてもらえるように話をしていきたいなというふうに思っているところです。

今、ニュースレターというものをお配りしたかと思うんですが、今回の研修に使った資料を送っていただきましたので、その中の一部になります。また、その資料については、各学校にも紹介していきたいと思います。

○山田委員 あともう一つよろしいですか。

○石川教育長 はい。

○山田委員 昨年、一昨年と不登校の講演をしていただいた小栗先生、跡見の女子大ですね、小栗先生が出られるセミナーに毎回行かせていただいているんですけども、そのセミナーに行ってきました。

今回のテーマは、不登校、今、子どもは回復途上のどこにいて、何を親がすればいいのかというテーマで、子どもが今どういう状態にいるのか。不登校になって間もなくの状態と、やはりどんどん変化していくらしいですね。7つのフェーズに分けて子どもの状態、あとは親がどうやって対応したらいいかということ把握して、それをうまく対応していく。小栗先生もおっしゃっていたんですが、これどちらかの親、母親だけが対応ということではなくて、夫婦でその役割を分担して対応していくことが非常に重要なことじゃないかなというふうにおっしゃっていました。

また、この不登校の関係については、今年も辻先生が御提案いただいておりますので、

今年もぜひ、昨年は1回、保護者の方に来ていただいて学習会を開いたんですが、継続性のあるものにして今年度は進めていきたいと、NPOのほうで考えておりますので、教育委員会のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○石川教育長 ただいまの報告につきまして御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

○石川教育長 あと先月の定例教育委員会後に、広沢小学校の難聴・言語通級指導教室、訪問していただいたかと思いますが、何かもしこの場で感想などがありましたらお聞かせいただければと思うんですが、いかがですか。

お願ひします。

○天内委員 広沢でことばの支援教室始まったということで、実際に朝霞に通っていた方に話をしたんですね。そうしたら、自分の子はそこに行くことはできなかったけれども、今後のこどもたちが通える場所が近くにできたことは、すごくありがたいとお話しされていました。

予備軍ということでお話がありましたが、強く関わりたいと思う場合はそこにつながりますが、そうではないこどもだったり親だったりという予備軍が一定数いるんじゃないかなと思います。日常生活の中でも、そういった指導の場所があるんだよということや、発達の中で何か持っている子に対する対応の仕方であったりとか、関わり方についても広く伝えてもらえたら、より過ごしやすくなるんじゃないかなと思いました。

○石川教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○山田委員 広く伝えてほしいということは、一般の通常学級のこどもたちにも、そういった難聴の対応というのをしっかり学校側に伝えていくということも、いろいろな障害がありますので、そういう障害をみんなが理解していくということもすごい大事なことだと思うので、いつも通常学級にいらっしゃって、時折、難聴の施設に來られてトレーニングされるということですね。そういう流れも通常の子も分かっているということも大事なことだと思うので、その辺を周知していただいたらなと思います。

○天内委員 そうですね。その子に関しても、やはり学校側とちゃんとコミュニケーションを取って、こういうふうにしてほしいと、こういうことをやられたら嫌だとか、そういう話を結構密にして、対象のこどもが学校に行かないという選択肢につながらないように工夫されていたとは聞いています。今の時代、そこをきっかけにいじめるという話

にはなかなかかなりづらい世の中にはなっているかなとは思いますが、みんなと違うということがからかいのスタートになったりするケースもあるかと思うので、そういったところは慎重に対応していけたらなというふうに思います。

○石川教育長 牧委員、いかがですか。

○牧委員 もうちょっとお金かけてもいいかなと思いました。せっかく新しいのをつくったのに、これが不足しているとか、これもう少し欲しいなと思わせちゃうのも、スタートの時点で忍びないなというか、本当にもう十分なものがあつてのスタートでしてほしいなと思いました。

○山田委員 2人の先生が対応されているんですね。お二人だと、まだいっぱいいっぱいだと。だから、いろいろ飾りつけをしたりとか、楽しい雰囲気というか、そういうのがちょっとまだ殺風景な感じがあるので、その訓練をするところは、集中してやらなきゃいけないので、あまりそういうものは必要ない。普段過ごすところは、もうちょっと楽しい雰囲気がいいかなと。

○石川教育長 そうですね。

○牧委員 初めてのことなので、そういうお金だとかのところに気を遣うようなことがないように、本当にそこに来た子どもと先生がそこだけに集中できるような雰囲気とか、ものとかを準備してほしいなという、そう思いました。

○石川教育長 実際に難聴・言語ではないですけれども、通級指導教室を立ち上げたときに、その学校に行ったことがあるんですけれども、やはり最初はまだ十分じゃないんですけれども、子どもたちと先生と一緒に授業をしていく中で、これが欲しい、あれがあるといいな、ここをこういうふうに変えたいなというのが出てきて、どんどん教室の中が変わっていくんですね。なので、現状見ていただいた状況ですが、これから子どもたちと一緒に活動していく中で、より充実した教室にしていけるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

では、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、次に、事前に教育委員よりいただいている質問に対する回答へのお答えをお願いいたします。

○辻次長 それでは、山田委員より3つの御質問をいただいておりますので、順次お答えします。

1点目ですね、先ほどちょっと話題になりましたが、現在の不登校児童生徒の状況はどうですかというふうなご質問になるかと思います。

今年度に入ってから児童生徒の様子ですけれども、おおむね元気に登校している状況は各学校確認しております。体調を崩して学校を休んだり、登校を渋ったりする状況も、一方でそういうことが全くないわけではないというところではあります。

不登校については、最新の状況としては、現在、令和7年度の調査の集計をしている段階になります。担当からは、速報ですけれども、令和6年度に比べ、少し人数や割合が減少しているというふうな状況を確認しています。特に小中で比べると、中学校の減少の幅が大きいかなというふうな状況です。

小学校につきましては、ここ数年は高学年のみならず、低学年や中学年の不登校児童人数も、以前に比べると多い状況にあります。

ここ数年、学校教育課でも、各学校と連携しながら具体的な対応をしてきたところですが、現在は教育支援センターの移設をはじめ大きな事業というか、そういったものを控えておりますが、一人一人のこどもたちが不登校にならないようにということと、もしそういう状況であっても、その子たちが今後、社会に行けるような支援、そういうところも含めて、さらに対策等を講じていきたいというふうに考えております。

2点目ですが、先ほどちょっとかぶりますが、ゴールデンウィーク明けに体調を崩すこどもたちが多いようですが、和光市の状況はいかがですかということです。

ゴールデンウィーク明けは、全国的にも生活のリズムの変化や環境への再適応というところで、こどもたちが心身の不調を訴えやすい時期というふうに言われております。

本市におきましても、学校からの聞き取りとか日常的な観察の状況をこちらで確認したところ、やはり朝の登校時の不調ですね、それから倦怠感、頭痛、腹痛の訴え、さらには欠席、遅刻、先ほども申し上げましたが、そういう状況もあると。連休明け特有の体調不良ですとか不安定さが一部のやはり児童生徒に見られる状況は把握しております。

ただ、現時点では、特定の学校や特定の学年に集中した深刻な何か状況が起きているということではなく、多くの児童生徒は、少しずつ、またゴールデンウィーク明けも、学校の生活のリズムを取り戻してきているのではないかなというふうに見ております。

学校教育課としましては、各学校のほうに改めてまた丁寧な健康観察を続けていただくことですか、それから、担任の先生だけじゃない人の支援ですね、養護教諭ですとか、あとはスクールカウンセラーですとか、そういうところを積極的に対応に関わって

もらう。

それから、学習とか生活指導ですね、これで著しい無理をさせるというふうなことをないようにするですとか、さらには、家庭との連携ですね、そのあたりをもっと密にさせていただくなど、こどもたち一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うよう状況を確認しつつ、学校にも支援していきたいというふうに考えております。

3点目です。熱中症対策で深部体温が38度になると、熱中症と表面皮膚体温が下がっても深部体温がすぐには下がらないというふうなこと。同じく熱中症対策で水分補給を頻繁に行うことが重要ですよというふうなことがあります、この辺の対応ですね、どのように徹底していますかというふうな内容になります。

御指摘のとおり熱中症につきましては、深部体温が38度を超える状態が重篤化の目安となるのかなと。表面の皮膚温が下がっても、中の体温はすぐに低下しないのではないかと。あと予防の観点からは、喉の渇きを感じる前から小まめな水分補給が極めて重要であるというふうなこと。この辺は、我々もそうですし、学校のほうも確認しているところですよ。

そういうことを踏まえて、学校現場の対応として徹底していることということで、まず活動前、活動中、活動後の計画的な水分補給、これを基本としまして、それから休憩時間となったら必ず水分は補給する、そういうふうなことをしっかり位置づけられるように児童生徒が自発的に飲水できるような環境づくりを徹底しております。特に体育の授業ですとか部活動、野外活動においては、教職員が声かけ、それから環境づくり、このあたりは定期的に行うというふうなことを徹底しております。

また、先ほどのお話の中で深部体温、このあたりは外見だけで判断しにくいところもありますので、担任の先生、それから担当の先生は、こどもたちの顔色、それから汗の状況、それから動きの鈍さ、こどもたち、友だちが発する、ちょっと誰々ちゃん頭が痛いよとか、少し気持ちが悪いというふうな、そういう自覚症状の声だとか、こういうものは積極的に拾うようにしながら、健康観察、朝だけじゃなくて、活動の前後とか、そういうところも徹底して、少しでもやはり異変が見られた場合には、その子の活動を中止させたり、保健室にお友達と一緒に連れてもらったりとか、早めの対応を取るよう学校の方ではしております。

さらには、もう既にこの前、学校訪問に行ってあったんですけれども、暑さ指数ですね、WBGT、このあたりは、今、外に温度計が出ていますので、それを活用して数値

に応じた活動内容の調整ですとか、野外活動のもちろん制限、中止、休憩時間の延長など、活動そのものをどうするかというふうなところも、早めの判断でこどもたちの体調を最優先に対応するというふうにやっております。

万が一体調不良が見られた場合には、先ほどの保健室とかもそうなんですけれども、必要に応じて医療機関にすぐにつなぐ、保護者への連絡もすぐにするという初期対応の重要性についても、現在は教職員の間で共通理解を図っております。

学校教育課としましては、改めてこの季節が大分暑くなってきましたので、校長会、教頭会でも、繰り返し校長先生、教頭先生方に周知して、校長先生、教頭先生から、先生方にもしっかり周知をするとともに、学校でのやはり毎日の管理職の目で確認するというふうなことの徹底を継続してまいりたいと思います。

質問については以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

ただいまの質問への回答につきまして、何か御質問、御意見ございますか。

○山田委員 西谷先生に熱中症についてお話をいただければと思うんですが。

○西谷委員 WBG Tを利用した暑さ指数の可視化の手法の変更というのは、大変有効であるということが言われていましたので、それがやはり大切なのかなと思います。

あとは、特に季節、今の時期ですよ、暑気に関しての前日の睡眠量とか、そういったところもやはり多いと思うので、やはりその辺のところも、しっかりと睡眠を取って、疲れにくい体調をつくっていくということの指導ということも大切なんじゃないかなと思います。以上です。

○山田委員 ありがとうございます。

今の前日の睡眠によって、やはり通常の行動でも体調を崩す子が出てくるということなんですよ。そういうところは、なかなか把握できないかなと思うんです。

○辻次長 細かい時間までは把握できないですけども、朝の健康観察は必ず行って、こどもの反応を確認してということはやっていますので、そのあたり睡眠ということも今お話いただきましたので、その有効性について今度の校長会、教頭会のほうで先生たちにも伝えて、その辺の確認についても徹底していきたいと思います。

○天内委員 1点、質問いいですか。

○石川教育長 はい、どうぞ。

○天内委員 3番目の熱中症対策というところで、体育館のほうに空調が入った学校が幾

つかあるかと思うんですけれども、それによって夏場の活動のカリキュラムが変わったりとか、そうした変化というのはございますでしょうか。

○辻次長 大きくそれに基づいて変わったという、それだけで変わったというふうなことはなくて、今年度で言うと、水泳のほうの民間委託が増えましたので、学校によっては、毎年同じ時期に水泳をやっていないところもありますので、そのあたりの調整を含めた中で、空調が入ったこと自体はものすごく学校としてはうれしいというか、入った学校はですけれども、その中で夏場の体育館も体育の授業ができる、選択肢が増えたというふうなところは認識して、いろいろな活動につなげているのは聞いております。

○天内委員 ありがとうございます。活動、運動量が少ないというのも全体の課題の一つに上がっていたかと思います。夏場はどうしても思い切り外で遊べとは言えないかなと思うので、空調によって生まれた機会が生かせるといいなと思いました。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、事務局からの諸報告をお願いいたします。

○松戸部長 それでは、私から1点、諸報告いたします。

先日、市長のほうから市役所の各部局の経営方針の作成依頼がありまして、教育委員会事務局としても令和8年度の経営方針を作成しましたので、そちらを説明したいと思います。

まず、重点方針の1つ目といたしまして、学校施設、社会教育施設の老朽化といった課題がありますので、各施設の整備を上げております。

今年度は、先ほど話が出たんですが、学校施設で言えば、北原小学校、本町小学校、第三中学校の屋内運動場の空調設置工事を行います。これで全ての学校の屋内運動場の空調機が設置されることとなります。

また、令和12年度の完了に向けましてトイレの洋式化、それと照明器具のLED化を進めてまいりたいというふうに考えています。

社会教育施設においては、それぞれの施設において消防点検で指摘を受けた箇所の修繕を行いまして、安全安心な施設となるように臨みます。そこで、坂下公民館につきましては、非常用照明の交換、図書館については消防用設備の修繕、文化財保存庫については熱感知器更新工事を行う予定となっています。

続いて、重点方針の2つ目としましては、先ほど来ちょっと話が出ているんですが、

不登校対策、それと特別支援教育を掲げましたが、先ほど不登校の数が徐々に減っている……

○辻次長 令和7年度少し減っています。

○松戸部長 私のデータはちょっと古いので、令和6年度までは不登校児童が増加しているという6年度までの結果が出ております。この対応として、今年度は令和9年1月に教育支援センターを拡充しまして対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、特別支援教育、こちらについては、先ほど牧委員の発言の後に非常に申し上げにくいんですが、先日、教育委員さんに御覧いただきました、本年4月に広沢小学校のことばときこえの通級指導教室、こちらを開設しまして充実しています。

3点目の重点方針としましては、まず昨年度から試行で行っているんですけども、部活動の地域移行、こちらを進めていきたいというふうに考えております。

最後に、重点方針以外となりますが、総合体育館及び運動場の指定管理の切替え、こちらが2年後の令和10年度にあることから、その準備として来年度の指定管理者選定に向けまして、民間事業者にサウンディングを行ってまいりたいというふうに思います。聞き取りというか、民間事業者に聞いて、それを反映して、今後、来年度の選定ということになります。現在、14社が現地の説明会に来ているということになります。

諸報告については以上になります。

○石川教育長 ありがとうございました。

続けて、教育総務課、お願いします。

○大塚次長 教育総務課からは2点御報告をさせていただきます。

まず、1点目は、令和7年度分教育委員会の事務に関する点検評価報告書の作成についてになります。こちらは例年行っているものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書の作成を行い、議会に提出するとともに報告を行ってまいります。令和7年度につきましても、和光市教育行政アクションプランに掲げた取組について、点検評価を行った結果の報告書を作成したいと考えております。

報告書の作成に当たりましては、各施策の取組実績について、今、各所管課で報告書の素案を作成しているところでして、外部評価者と教育委員の皆さんには、その内容について御確認、御意見をいただき、内容の調整をしてまいりたいと考えております。こ

ちらについては、準備が整い次第、6月に入ってからになるかと思いますが、点検評価報告書の書類を送付させていただきたいと考えております。届きましたら内容を御確認いただきまして、質問や御意見等ございましたら、そのメールの中で御案内する期限までに御提出いただければと思いますので、よろしくお願いします。

2点目については、先ほど部長のほうからも報告ありました3校の屋内運動場空調機設置工事についてになります。

こちら5月に事業者が決定しまして、工期は9月30日までとなります。夏休み中に主たる工事を行うことになるため、特に第三中学校については、部活動等で体育館が使えなくなるということを校長会等でお伝えしまして、それを踏まえた対応をお願いしております。

また、この空調機の設置に関しては、完成検査前でも使用できるようになり次第、稼働して子どもたちが使えるように調整を図っていきたいと考えております。

報告は以上になります。

○石川教育長 続けて、学校教育課、お願いします。

○辻次長 ゴールデンウィークも終わりました、本格的に学校の教育活動はスタートしている中で様々な行事も行われているところですが、来月早々、小中学校のほうで学校公開が予定されています。6月6日土曜日、土曜公開、第四小、広沢小、北原小の3校を予定しています。翌週の13日土曜日は、白子小、新倉小、第三小、第五小、本町小、下新倉小の6校を予定しています。中学校は、第二中学校が平日、6月2日から5日です。この間。大和中が7月9日、10日の2日間で行われる予定になっていますので、もしお時間等ありましたら、学校のほうにおいでいただけたらと思います。

学校教育課からは以上です。

○石川教育長 生涯学習課、お願いします。

○杉浦課長補佐 生涯学習課からは、新倉ふるさと民家園の行事になります。

まず、6月14日に春の収穫祭、麦秋祭のほうが開催されます。じゃがいものふかし芋の出店だとか昔遊びの出店などもございますので、ぜひ御興味ありましたら御来場いただければと思います。

新倉ふるさと民家園ですが、この6月に開園20周年を迎えます。20周年を記念しまして記念講演会を予定しております。6月28日午後1時から、民家園の主屋で文化財保護委員の大平先生をお迎えしまして、旧住宅の歴史的価値や当時の様子についてお話し

ただイベントがございます。こちらの際も、その当時の生活体験などもできるような形で出店しておりますので、御興味ありましたら、ぜひお越しくださいませ。

次に、20周年記念としまして、来月7月には、坂下公民館と共催で将棋大会を予定しております。今年、連続で少しイベントを強化していきたいと思っておりますので、どうぞお運びいただけたらと思います。

以上、お願いします。

○石川教育長 では、続けてスポーツ青少年課、お願いします。

○黒田課長 スポーツ青少年課から2点ございます。

まず、1点目ですが、先ほど部長より説明がございましたが、和光市総合体育館と和光市運動場の官民連携事業による大規模改修に関するサウンディング型市場調査の進捗についてでございます。

サウンディング型市場調査は、大規模改修の事業手法や大規模改修後の効果的、かつ効率的な管理運営手法を検討するに当たりまして、民間事業者の参加の意向であったり、知見、市場の動向などを把握するために対話形式で行います。

サウンディングを実施する前に修繕が必要な箇所を民間事業者に直接見ていただくために、5月22日に現地説明会を実施いたしました。この説明会には14社の事業者に参加いただいております。

今後についてですけれども、6月3日を締切りとしまして、サウンディングへの参加申込みを受け付けます。その後、6月15日から6月26日にかけて、対話形式による市場調査を実施する予定であります。

2点目は、和光市・佐久市スポーツ交流会の実施についてです。

お手元に資料のほうを配付させていただいておりますけれども、この事業は、和光市の交流都市である佐久市との相互の親睦を図ることを目的に、奇数年は佐久市、偶数年は和光市を会場としてスポーツ交流会を実施しているものでございます。本年度は和光市で6月6日の土曜日に実施いたします。当日は午前9時30分より、和光市スポーツ少年団に属する少年野球、サッカー、ミニバスの各競技を総合体育館、アーバンアクア公園にて実施いたします。各競技ともに和光市2チーム、佐久市1チームとしてオフィシャルルールにのっとり実施いたします。また、午後3時から、和光市総合体育館のメインアリーナにおいて閉会式を行います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のおりとは存じますが、もし御都合がよ

ろしければ、会場に足を運んでいただければと思います。

スポーツ青少年課からは以上になります。

○石川教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御質問などございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、次回の日程の説明をお願いします。

○大塚次長 次回の定例教育委員会の日程について報告いたします。

令和8年第6回定例教育委員会は、6月24日水曜日13時30分から、場所は同じ502会議室で開催を予定しております。

以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時44分

第 5 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員